記 者 発 表 資 料

令和６年１０月３０日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
遠藤興業株式会社	宮城県石巻市大街道南二丁目９－１３

２．指名停止措置期間
令和６年１０月３０日 ～ 令和６年１２月２９日 （ ２ヵ月 ）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
遠藤興業株式会社の元専務執行役員は、石巻市が発注した公共工事の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和６年４月１０日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年５月１日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第８号イに該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） ８ 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第１２号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	当該認定をした日から イ ２ヵ月以上１２ヵ月以内 ロ １ヵ月以上１２ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省 東北地方整備局（ＴＥＬ 022-225-2171）（代表）
○ 総務部 契約課 課長 川崎（かわさき） 友美（たすみ） （内線 2511）
建設専門官 渋谷（しぶや） 隆博（たかひろ） （内線 2512）
総務部 経理調達課 課長 千葉（ちば） 哲哉（てつや） （内線 6551）
○は本件の主務課です。